

平成28年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成28年6月6日

平成28年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	伊那中・伊那西小共同調理場改築工事説明資料……………	1
議案第1号関係資料(2)	伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事配置図……………	2
議案第1号関係資料(3)	伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事平面図……………	3
議案第1号関係資料(4)	伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事立面図……………	4
議案第2号関係資料	市道路線認定位置図……………	5
議案第3号関係資料(1)	市道路線廃止位置図……………	6
議案第3号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	7
議案第3号関係資料(3)	市道路線認定位置図……………	8
議案第5号関係資料	伊那市行政財産の目的外使用料に関する条例新旧対照表……………	9
議案第6号関係資料(1)	伊那市デイサービスセンター条例新旧対照表……………	10
議案第6号関係資料(2)	伊那市高齢者生活福祉センター条例新旧対照表……………	11
議案第6号関係資料(3)	伊那市短期入所施設条例新旧対照表……………	13
議案第7号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	14

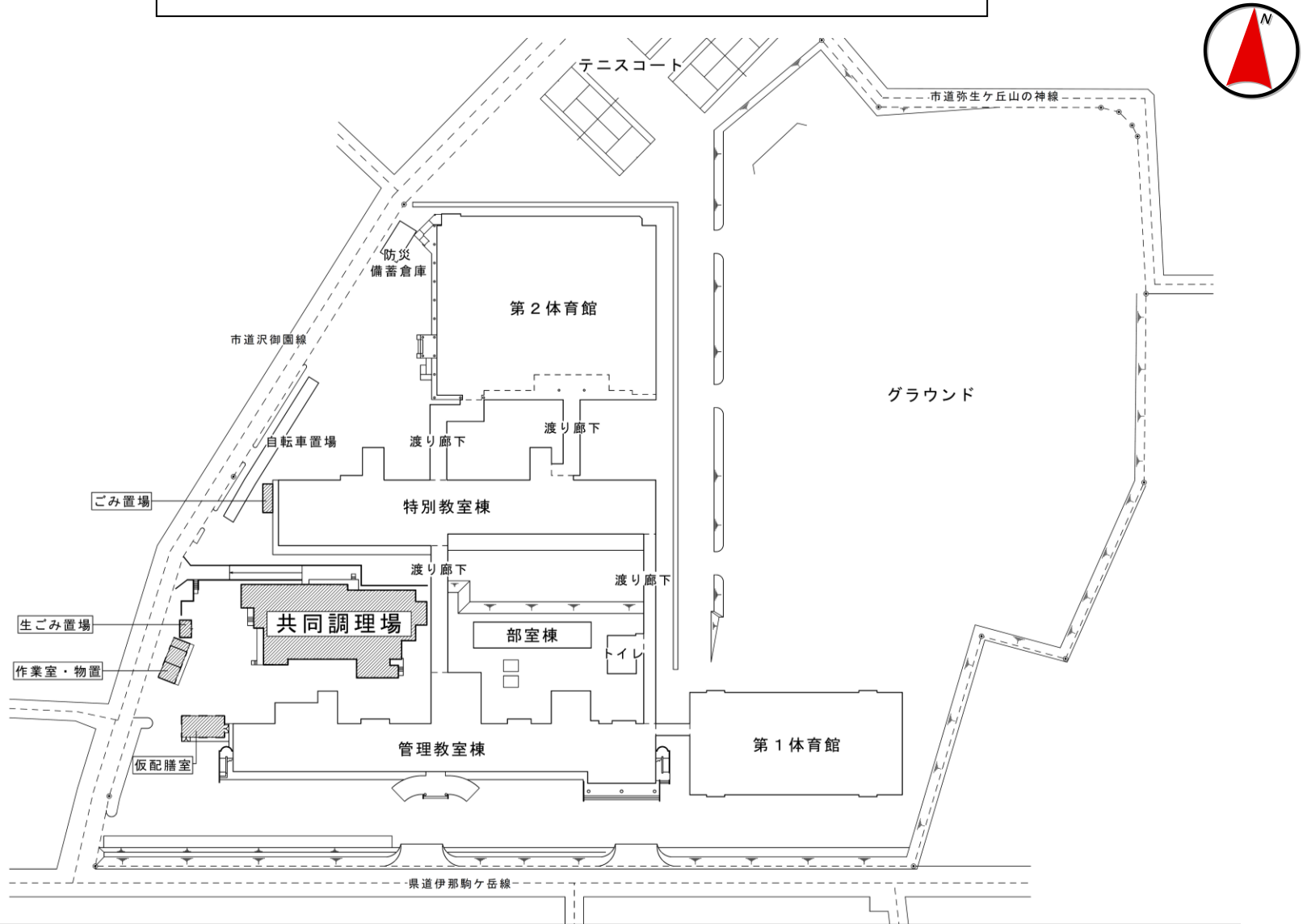
議案第1号関係資料(1)

伊那中・伊那西小共同調理場改築工事説明資料

工 事 名	伊 那 中 ・ 伊 那 西 小 共 同 調 理 場 改 築 工 事			
工種、金額 及 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	171,180,000円 (内消費税 12,680,000円)		宮下建設株式会社 代表取締役 宮下 金俊
	機 械 設 備 他 工 事	111,672,000円 (内消費税 8,272,000円)		西武建工株式会社 代表取締役 春日 貞秋
	電 気 設 備 工 事	41,904,000円 (内消費税 3,104,000円)		有限会社林電機商会 代表取締役 伊藤 幸雄
	合 計	324,756,000円 (内消費税 24,056,000円)		
工 事 概 要	構 造 鉄骨造り 平屋建て 延べ床面積 563.73㎡ 部 屋 構 成 調理室、アレルギー調理室、和え物室、受入室、検収室、前室、下処理室（野菜、魚肉）、仕分食品庫、 洗浄室、配膳コーナー、配膳カウンター、下膳コーナー、下膳カウンター、カート室、カート前室、更衣室、 洗濯室、トイレ、事務室、休憩室、ロッカー室、プラットホーム、機械室、ペレットサイロほか 主 要 設 備 ペレットボイラー設備（出力110kW）			
工 事 期 間	契約の日から平成29年3月10日まで			
予 算	総事業費	325,850,000円	主な財源	学校施設環境改善交付金（交付率2分の1） 合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%）

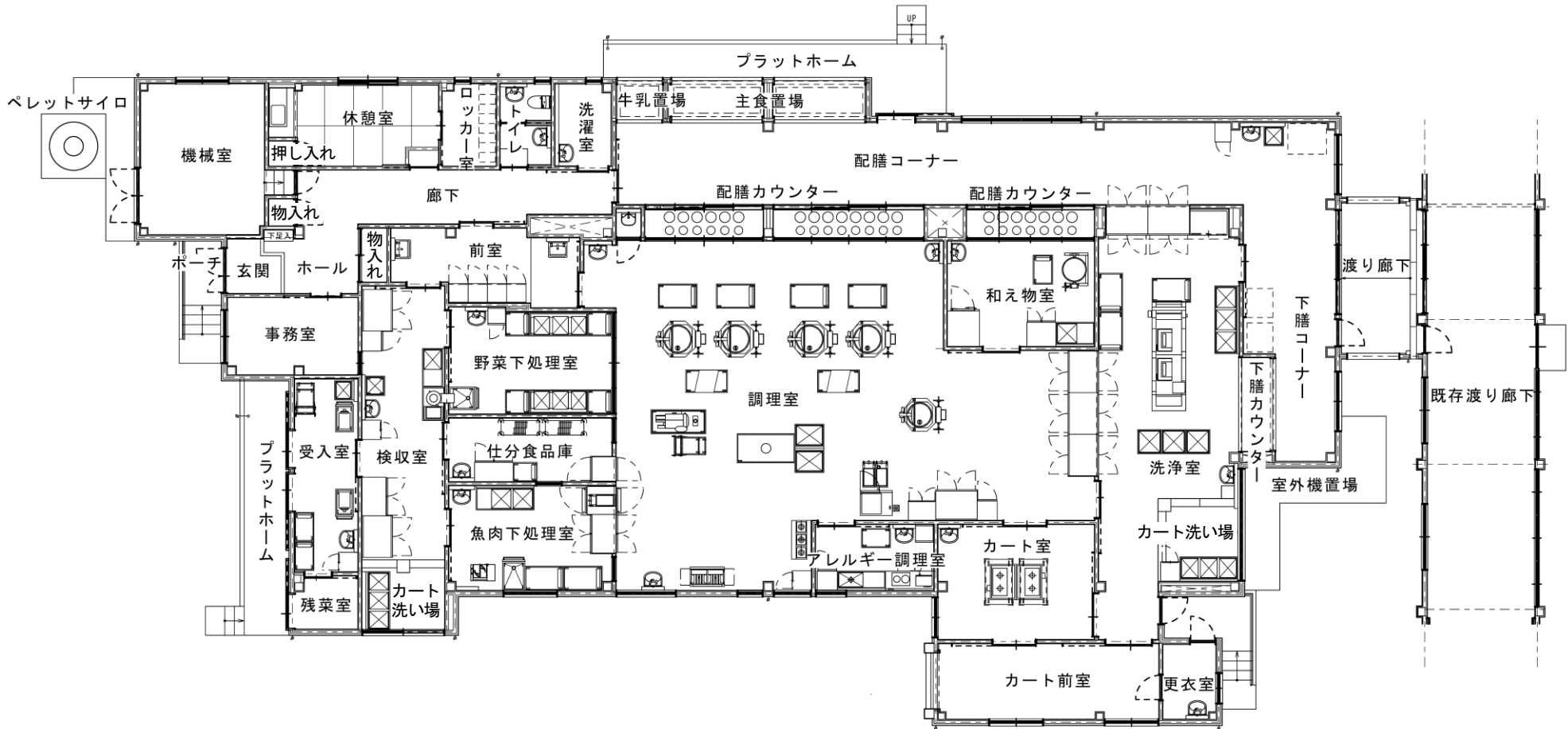
議案第1号関係資料(2)

伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事配置図



議案第1号関係資料(3)

伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事平面図



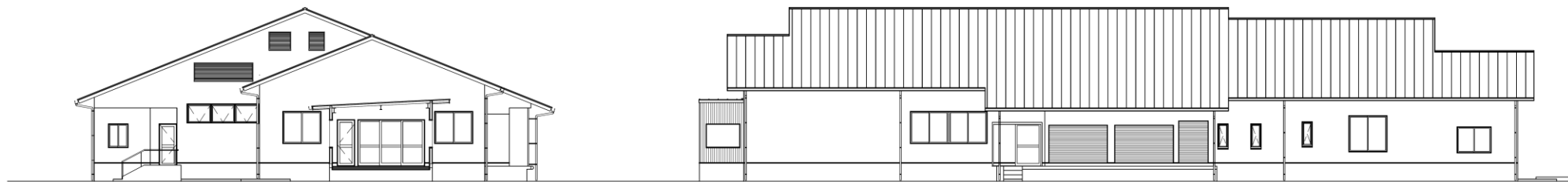
議案第1号関係資料(4)

伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事立面図



西側

南側



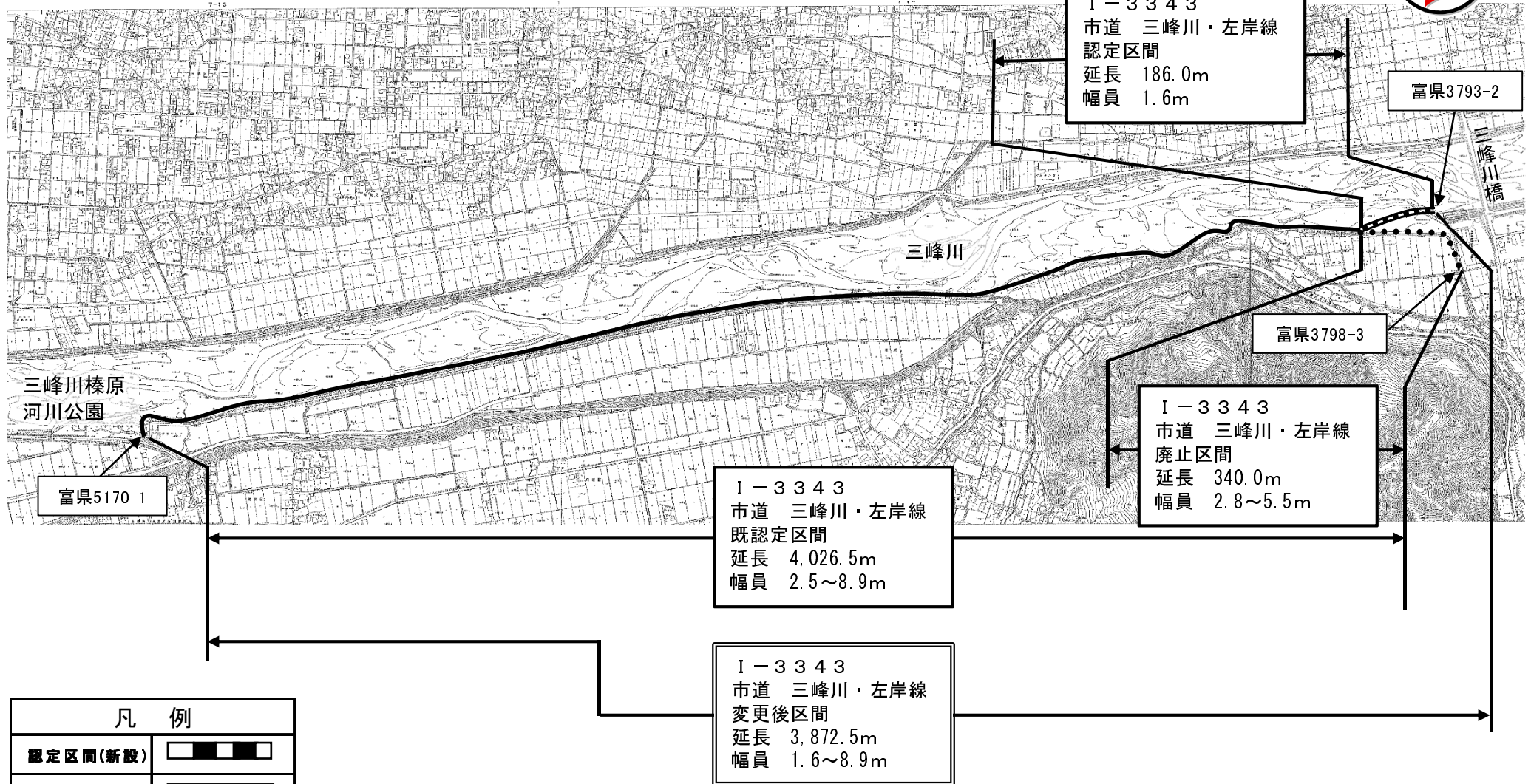
東側

北側

市道路線認定位置図



市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬ ▬ ▬ ▬ ▬
認定区間(既設)	▬
廃止区間	● ● ● ● ●

市道路線認定位置図



I-3357
市道 押出天伯線
認定区間
延長 315.5m
幅員 7.0m

高遠町上山田2435-255

富県3794

I-3358
市道 新山川線
認定区間
延長 174.5m
幅員 3.3~3.5m

高遠町上山田2435-255

富県3798-3

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	



議案第5号関係資料

伊那市行政財産の目的外使用料に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	使用の方法等	使用料	区分	使用の方法等	使用料
土地	電柱、地下埋設物等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号） <u>第6条</u> 又は伊那市道路占用料徴収条例（平成18年伊那市条例第145号）の規定を準用する。	土地	電柱、地下埋設物等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号） <u>第8条</u> 又は伊那市道路占用料徴収条例（平成18年伊那市条例第145号）の規定を準用する。
	略			略	
略			略		

議案第6号関係資料(1)

伊那市デイサービスセンター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第7条 デイサービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第7条 デイサービスセンターを使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、<u>同法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者</u>及び同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</p> <p>(2) 略</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 使用者は、次に定める施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。<u>次号において「費用算定の基準」という。</u>）に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(2) 介護保険法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、<u>費用算定の基準に基づき算定した金額から居宅支援サービス費として支給される金額を控除して得た金額</u></p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 使用者は、次に定める施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(2) <u>介護保険法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者にあつては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に基づき算定した金額から地域密着型介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</u></p> <p>(3) 介護保険法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、<u>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に基づき算定した金額から介護予防サービス費として支給される金額を控除して得た金額</u></p> <p>2 略</p>

議案第6号関係資料(2)

伊那市高齢者生活福祉センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
<p>(使用対象者)</p> <p>第3条 高齢者生活福祉センターくつろぎの家（以下「生活福祉センター」という。）の使用対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) デイサービス部門 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定による居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</p> <p>(2)～(5) 略</p>		<p>(使用対象者)</p> <p>第3条 高齢者生活福祉センターくつろぎの家（以下「生活福祉センター」という。）の使用対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) デイサービス部門 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、<u>法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者</u>及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	
<p>(事業の内容)</p> <p>第4条 生活福祉センターにおいて提供する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) デイサービス部門</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第42条の2第2項に定める認知症対応型通所介護</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 短期保護部門 要援護高齢者等の家庭介護者が次に掲げる理由により一時的にその家庭において介護できない場合に、家庭介護者に代わって当該高齢者等を短期間保護すること。</p> <p>ア 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、<u>失そう</u>、災害、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p>		<p>(事業の内容)</p> <p>第4条 生活福祉センターにおいて提供する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) デイサービス部門</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第42条の2第2項に定める<u>地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 短期保護部門 要援護高齢者等の家庭介護者が次に掲げる理由により一時的にその家庭において介護できない場合に、家庭介護者に代わって当該高齢者等を短期間保護すること。</p> <p>ア 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、<u>失踪</u>、災害、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p>	
<p>別表第1（第11条関係）</p> <p>第4条第1号に定める事業</p>		<p>別表第1（第11条関係）</p> <p>第4条第1号に定める事業</p>	
区分	内容及び利用料金等	区分	内容及び利用料金等
介護費	<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12</u>	介護費	<u>(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者</u> にあっては、

旧		新			
	<p>年厚生省告示第19号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)に基づき算定して得た額(以下「介護費用額」という。)の1割</p>		<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(2) 法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者にあつては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)に基づき算定した金額から地域密着型介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(3) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に基づき算定した金額から介護予防サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p>		
略		略			
別表第4(第11条関係) 第4条第4号に定める事業		別表第4(第11条関係) 第4条第4号に定める事業			
区分	利用料金等		区分	利用料金等	
法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者(以下「介護保険利用者」という。)	介護費	介護費用額の1割	法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者(以下「介護保険利用者」という。)	介護費	<p>(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(2) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき算定した金額から介護予防サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p>
	略			略	
略		略		略	

議案第6号関係資料(3)

伊那市短期入所施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
区分	利用料金等		区分	利用料金等	
介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付を受けて使用する者(以下「介護保険利用者」という。)	介護費	<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)に基づき算定して得た額の1割</u>	介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付を受けて使用する者(以下「介護保険利用者」という。)	介護費	<u>(1) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</u> <u>(2) 介護保険法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に基づき算定した金額から介護予防サービス費として支給される金額を控除して得た金額</u>
	略			略	
略			略		

議案第7号関係資料

伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>下殿島いきいき交流施設</td> <td>伊那市東春近3814番地5</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>下殿島いきいき交流施設</td> <td>伊那市東春近3814番地5</td> </tr> <tr> <td><u>桜井地域支え合いセンター</u></td> <td><u>伊那市富県4782番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>市野瀬地域支え合いセンター</u></td> <td><u>伊那市長谷市野瀬411番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5	<u>桜井地域支え合いセンター</u>	<u>伊那市富県4782番地1</u>	<u>市野瀬地域支え合いセンター</u>	<u>伊那市長谷市野瀬411番地1</u>
名称	位置																
略																	
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5																
名称	位置																
略																	
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5																
<u>桜井地域支え合いセンター</u>	<u>伊那市富県4782番地1</u>																
<u>市野瀬地域支え合いセンター</u>	<u>伊那市長谷市野瀬411番地1</u>																